⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和３年１月15日（金）を予定する。

⑾　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kazuya Noguchi Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract :

①　Takamatsu Construction Office Jurisdiction Bridge Seismic Reinforcement Design Ⅰ Business (Part 1)

②　Ehime highway Office Jurisdiction Bridge Seismic Reinforcement Design Ⅶ Business (Part 1)

⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 PM 14 December 2020

⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 PM 8 February 2021

⑹　Time limit for the submission of tenders :

①　Friday, March 19, 2021　1 : 30 PM

②　Friday, March 19, 2021　3 : 30 PM

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Megumi Suetsugu, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited 4―1―3, Asahimachi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture 760―0065 Japan. TEL.087―825―1886 FAX.087―823―1025

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

Ｒ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和２年12月２日

関東地方整備局長　土井　弘次

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

１　業務概要

⑴　業務名　Ｒ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務

⑵　業務内容

・交通広場デッキ及びアクセス路の最適形式の検討・設計

・交通広場デッキの地震時の影響検討

・交通広場デッキの最適形式を踏まえた道路線形等の検討及び設計

・施工時の国道切り回し計画及びバス停の移設計画の検討

・関係機関協議用資料の作成

⑶　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。令和３年３月（中旬）から令和３年10月（下旬）まで

２　申請の時期

令和２年12月２日から令和２年12月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）。

なお、令和２年12月18日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（http://www.ktr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書にＲ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階

関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容によりＲ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、Ｒ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、Ｒ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、Ｒ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「Ｒ２品川駅西口駅前広場基盤構造検討他業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和２年12月２日付け分任支出負担行為担当官関東地方整備局東京国道事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。